

No. 15

かんきょう ニュース



ごみの捨て方について

みなさんは、ごみを捨てる時に捨て方が分からず迷った経験はありませんか？特にガイドブックに捨て方が載っていない「処理困難物」はどうやって捨てればよいか悩んでしまうことが多いと思います。

その悩みを解決するために、今回は隠岐の島町で収集・処理しないごみ「処理困難物」の処分方法を紹介します。問い合わせが多いごみについて、下記のリストに記載しますので処理の仕方に困っている方は参考にしてください！

あわせて、間違いの多い古紙の捨て方についても紹介します。是非チェックしてみてください！

処理困難物の処分方法について

ごみの種類	処理方法
家電リサイクル対象機器	①購入した販売店、又は買い替えをする販売店に引取依頼をする。 ②最寄りの郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクルセンターに持ち込み引き渡す。
墓石	徳畠碎石(株)で処分することが出来ます。処分する際は、直接連絡して相談してください。
ピアノ、オルガン等の 楽器類	リサイクルセンターへ自己搬入してください。
漁網等漁業用品 ※事業系	産業廃棄物となりますので産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を持った業者にお願いしてください。
アスベスト含有物 (石膏ボード等)	産業廃棄物となりますので産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を持った業者にお願いしてください。
土(個人宅溝掃除等)	土は廃棄物として受け入れていません。少量であれば、敷地内にならす。大量であれば、業者に撤去をお願いしてください。
コンクリートがら (個人宅)	徳畠碎石(株)、有西郷生コンにお願いしてください。
浴槽、トイレ(個人宅)	産業廃棄物となりますので産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を持った業者にお願いしてください。
農業用機械(草刈り機、 耕耘機、チェーンソー等)	購入した販売店に確認をする。購入した販売店が分からぬ場合は、農機具店にご相談ください。

古紙の処理について

リサイクルできない古紙について

新聞や段ボールなどは大部分が分別されて収集に出されていますが、雑誌類を古紙として出す際にリサイクルできないものが混ざっていることがあります。再生可能な紙にリサイクルできない紙を混ぜると、製造過程でトラブルを引き起こすので注意しましょう！

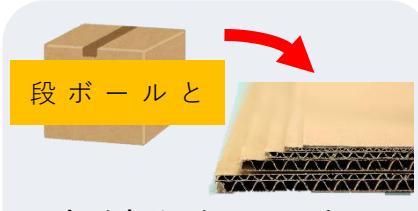


リサイクルできない古紙

段ボール拠点回収ボックスについて



町内に設置されている段ボール拠点回収ボックスには、右の画像のように段ボールに隠されてごみが捨てられていることがあります。正しい分別を心がけ、段ボール以外の物は入れないようにしましょう！



生ごみ処理機の補助金事業について

令和6年度から始まった生ごみ処理機導入補助金事業ですが、今年度も継続して事業を実施しています。
購入やレンタルを検討している方は是非ご活用ください！

(補助金交付条件)

- ・町内に住所を有する者。
- ・生ごみ処理機を設置する場所を有し、適切に維持管理できる者。
- ・過去補助対象機器の購入日及びレンタルを開始した日から5年以上補助金の交付を受けていない者。
- ・町税等の滞納がない者。

(補助対象機器)

- ・家庭用電源で稼働可能なことで、電力を用いて生ごみを分解、減容、堆肥化または消滅化させる機器。(ディスプローザー式は除く)
- ・町内に所在する販売店で購入した機器。
- ・町内に所在するレンタル取扱店舗及びインターネットショップでレンタルした機器。
- ・中古品及び転売品でない機器。

(補助金の金額)

購入補助	購入金額 1/3 以内、35,000 円上限
レンタル補助	レンタル総額 1/3 以内、35,000 円上限(月額 1/2 以内、1,000 円上限)

※なお、補助金を受けるには必ず事前に申請が必要になります。

申請前に購入・レンタルをした機器は補助対象外になります。

下記資料を環境課窓口までお持ちください。

(申請に必要な書類)

- ・事前申請書
- ・町税の滞納がない旨の証明書
- ・購入予定の店舗の見積書またはレンタル額のわかる書類

申請書のダウンロードはこちら→

